第一条の表第四号の次に次のように加える。

五　法第四十一条第一項の規定により採掘権の設定の申請をする者	一件につき	十一万二千六百円
	一件につき	十万九千百円

第二条中「第十一条の四第二項」を「第十一条の三第二項」に改め、同条の表第一号中「九百円」を「九百八十円」に、「七百円」を「七百五十円」に改め、同表第二号中「千九百円」を「二千八十円」に、「千八百五十円」を「二千五十円」に改め、同表第三号中「七百五十円」を「八百二十円」に、「四百六十円」を「四百九十円」に改める。

（鉱害賠償供託金配当令の一部改正）

第三条　鉱害賠償供託金配当令（昭和三十二年政令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条中「当該鉱区又は租鉱区の所在地を管轄する経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「申立」を「申立て」に改める。

第二条の前の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「申立」を「申立て」に改め、同条ただし書中「聞く」を「聴く」に改める。

第三条及び第四条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「申立を」を「申立てを」に改める。

第五条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「基き、すみやかに」を「基づき、速やかに」に改める。

第七条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十条　この政令に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行令の廃止）

第四条　石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行令（昭和二十七年政令第二百十三号）は、廃止する。

（海岸法施行令の一部改正）

第五条　海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ハ中「含む。）」の下に「若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項」を、「施業案」の下に「（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の認可を受けたものとみなされた施業案を含む。）」を加える。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第六条　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「含む。）」の下に「若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項」を、「受けた者」の下に「（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）」を加える。

（海洋水産資源開発促進法施行令の一部改正）

第七条　海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「含む。）」の下に「若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項」を、「施業案」の下に「（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の認可を受けたものとみなされた施業案を含む。）」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「すでに」を「既に」に改める。

（総合資源エネルギー調査会令の一部改正）

第八条　総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表鉱業分科会の項を次のように改める。

鉱業分科会	一　鉱物資源の安定的かつ効率的な供給の確保に関する重要事項（石油分科会の所掌に属するものを除く。）を調査審議すること。 二　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十三条の二第四項及び第百十二条第一項の規定に基づきその権限に属させられた事項（石油分科会の所掌に属するものを除く。）を処理すること。

第六条第一項の表石油分科会の項第二号中「石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第三十八条の二」を「鉱業法第五十三条の二第四項及び第百十二条第一項（石油、アスファルト及び可燃性天然ガスに係る部分に限る。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年一月二十一日）から施行する。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「含む。）の規定により」を「含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定により認可を受けた施業案（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の認可を受けたものとみなされた施業案を含む。）」に改め、「第三十五条第一項の規定により」の下に「認可を受けた施業案」を加える。

（特定鉱業権関係登録令の一部改正）

第三条　特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十一条の三」を「第十一条の二」に改め、同条後段を削る。

第十四条中「、同令第十六条第一項、第二十四条、第二十七条第一項、第二項及び第三項、第三十一条の二第三項（同令第三十一条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の五並びに第三十四条の二第二項中「経済産業局長」とあるのは「経済産業大臣」と」を削り、「同一の経済産業局」を「経済産業大臣（第八十四条の規定により登録の申請に関する経済産業大臣の権限が経済産業局長に委任されている場合にあつては、当該経済産業局長）」に改める。

第二十条中「、同令第四十九条、第五十条第一項及び第五十条の二中「経済産業局長」とあるのは「経済産業大臣」と」を削る。

第二十一条後段を削る。

法務大臣　平岡　秀夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修